

七飯町議会会議規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

議員全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定による協議調整の場とするため、会議規則に規定し、地方自治法の規定による会議として設置するものである。

また、欠席事由に出産、育児、介護などを規定し、産前産後の欠席期間を規定するなど、男女の議員が活動しやすい環境整備を行う規定を設けるものである。

これらの規定の整備にあわせて、所要の文言の整理等を行うものである。

2 改正内容

- (1) 本則が章に区分されているが、目次が付されていないため、新たに目次を付する。
- (2) 議員全員協議会について、この規則に規定することにより、地方自治法第100条第12項の規定による協議調整の場として設置する。
- (3) 男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などを欠席事由として整備するとともに、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定する。
- (4) 請願者の利便性の向上を図るため、請願者へ一律に求めている押印の義務付けを廃止し、署名又は記名押印に改める。
- (5) 請願の処理方法について、全国町村議会議長会から標準的に示されている内容に改める。
- (6) その他文言の整理を行う。

3 施行期日

この規則は、令和3年10月1日から施行する。



七飯町議会議事規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○七飯町議会議事規則</p>	<p>○七飯町議会議事規則</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条-第12条)</u></p> <p><u>第2章 議案及び動議 (第13条-第19条)</u></p> <p><u>第3章 議事日程 (第20条-第24条)</u></p> <p><u>第4章 選挙 (第25条-第34条)</u></p> <p><u>第5章 議事 (第35条-第48条)</u></p> <p><u>第6章 発言 (第49条-第63条)</u></p> <p><u>第7章 委員会 (第64条-第76条)</u></p> <p><u>第8章 表決 (第77条-第87条)</u></p> <p><u>第9章 請願 (第88条-第93条)</u></p> <p><u>第10章 秘密会 (第94条-第95条)</u></p> <p><u>第11章 辞職及び資格の決定 (第96条-第99条)</u></p> <p><u>第12章 規律 (第100条-第107条)</u></p> <p><u>第13章 懲罰 (第108条-第114条)</u></p> <p><u>第14章 公聴会 (第115条-第120条)</u></p> <p><u>第15章 参考人 (第121条)</u></p> <p><u>第16章 会議録 (第122条-第125条)</u></p> <p><u>第17章 議員全員協議会 (第126条)</u></p> <p><u>第18章 議員の派遣 (第127条)</u></p> <p><u>第19章 専門的事項に係る調査 (第128条)</u></p> <p><u>第20章 補則 (第129条)</u></p> <p>附則</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(休会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(休会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1</p>



改 正 前	改 正 後
<p>員の請求による<u>開議</u>。第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議中定足数を欠くに<u>至つた</u>ときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。(出席催告)</p> <p>第12条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもつて行う。</p> <p>第2章 議案及び動議 (議案の提出)</p> <p>第13条 法第112条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに<u>当たつては</u>、2人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 法第115条の3(修正動議発議の<u>手続</u>)の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに<u>当たつては</u>、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(先決動議の措置)</p>	<p>項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議中定足数を欠くに<u>至つた</u>ときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。(出席催告)</p> <p>第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもつて行う。</p> <p>第2章 議案及び動議 (議案の提出)</p> <p>第13条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに<u>当たつては</u>、2人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに<u>当たつては</u>、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(先決動議の措置)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 議事日程 (日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならぬ。 (日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認</p>	<p>第18条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 議事日程 (日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならぬ。 (日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認</p>

改 正 前	改 正 後
<p>めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>整つて</u>延会することができる。</p>	<p>めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>整つて</u>延会することができる。</p>
<p>第4章 選挙</p>	<p>第4章 選挙</p>
<p>第25条・第26条(略)</p>	<p>第25条・第26条(略)</p>
<p>(議場の出入口閉鎖)</p>	<p>(議場の出入口閉鎖)</p>
<p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。</p>	<p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。</p>
<p>第28条(略)</p>	<p>第28条(略)</p>
<p>(投票)</p>	<p>(投票)</p>
<p>第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。</p>	<p>第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。</p>
<p>(投票の終了)</p>	<p>(投票の終了)</p>
<p>第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p>	<p>第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p>
<p>第31条・第32条(略)</p>	<p>第31条・第32条(略)</p>
<p>(選挙に関する疑義)</p>	<p>(選挙に関する疑義)</p>
<p>第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議に<u>整つて</u>決める。</p>	<p>第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議に<u>整つて</u>決める。</p>
<p>第34条(略)</p>	<p>第34条(略)</p>
<p>第5章 議事</p>	<p>第5章 議事</p>
<p>第35条(略)</p>	<p>第35条(略)</p>
<p>(一括議題)</p>	<p>(一括議題)</p>
<p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>整つて</u>決める。</p>	<p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>整つて</u>決める。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(議案等の朗読)</p> <p>第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第38条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第39条 委員会に付託した事件は、第76条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を<u>まつて</u>議題とする。</p> <p>(委員長及び少数意見の報告)</p> <p>第40条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</p> <p>2 第75条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。</p> <p>3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第41条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が<u>終わつた</u>ときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(議案等の朗読)</p> <p>第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第38条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第39条 委員会に付託した事件は、第76条の規定による報告書の提出を<u>まつて</u>議題とする。</p> <p>(委員長及び少数意見の報告)</p> <p>第40条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</p> <p>2 第75条第2項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。</p> <p>3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第41条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が<u>終わった</u>ときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>第42条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(討論及び表決) 第43条 議長は、前条の質疑が<u>終わった</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。 第44条 (略) (委員会の審査又は調査の期限) 第45条 (略) 2 (略) 3 前2項の期限までに調査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。 第47条 (略) (議事の継続) 第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。 第6章 発言 第49条 (略) (発言の要求) 第50条 (略)</p>	<p>(討論及び表決) 第43条 議長は、前条の質疑が<u>終わった</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。 第44条 (略) (委員会の審査又は調査の期限) 第45条 (略) 2 (略) 3 前2項の期限までに審査又は調査を<u>終わらなかつた</u>ときは、その事件は、第39条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第46条 議会は、委員会の<u>審査中</u>又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 2 委員会は、その<u>審査中</u>又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。 第47条 (略) (議事の継続) 第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。 第6章 発言 第49条 (略) (発言の要求) 第50条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、挙手者と認める者から指名して発言させる。</p> <p>第51条(略)</p> <p>(議長の発言及び討論)</p> <p>第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第53条(略)</p> <p>2 議長は、発言が前提の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>第54条(略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第55条(略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>第56条(略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終つた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第58条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。</p>	<p>2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名して発言させる。</p> <p>第51条(略)</p> <p>(議長の発言及び討論)</p> <p>第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第53条(略)</p> <p>2 議長は、発言が前提の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>第54条(略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第55条(略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>第56条(略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終つた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第58条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 質疑又は討論が續出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>第59条(略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第60条(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>5 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たつても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第61条(略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第62条 質問については、第54条(質疑の回数)及び第58条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。</p> <p>第63条(略)</p> <p>第7章 委員会</p> <p>第64条～第66条(略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第67条(略)</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。</p> <p>第68条～第70条(略)</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求)</p>	<p>2 質疑又は討論が續出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論の終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論の終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>第59条(略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第60条(略)</p> <p>2～4(略)</p> <p>5 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たつても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第61条(略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第62条 第54条の規定は第61条の規定による緊急質問等について、第58条の規定は第60条の規定による一般質問及び第61条の規定による緊急質問等について、それぞれ準用する。</p> <p>第63条(略)</p> <p>第7章 委員会</p> <p>第64条～第66条(略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第67条(略)</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。</p> <p>第68条～第70条(略)</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第71条 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。</p> <p>第72条(略)</p> <p>(専門的知見の活用)</p> <p>第72条の2 議会は、議案の審査又は事務に関する調査のため必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に議会の議決によりさせることができる。</p> <p>2 前項の議会が議決すべき事項については、調査の対象及び期間並びに調査を求め相手方の氏名及び名称その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第73条～第75条(略)</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第76条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。</p> <p>第8章 表決</p> <p>第77条～第83条(略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(選挙に関する疑義)及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>第85条・第86条(略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第87条(略)</p>	<p>第71条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。</p> <p>第72条(略)</p> <p>第73条～第75条(略)</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第76条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。</p> <p>第8章 表決</p> <p>第77条～第83条(略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。</p> <p>第85条・第86条(略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第87条(略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も近いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>(法人の場合には<u>その名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、押印しなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第89条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第90条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布し、<u>紹介議員の朗読又は説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑後、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p>	<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も近いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所(法人の場合にはその所在地)</u>を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)</u>が署名又は記名押印をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第89条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請願書の写しの配布)</p> <p>第89条の2 <u>議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第90条 議長は、第38条第1項の規定にかかわらず、<u>請願書の写しの配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2・3 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 紹介議員は、前項の求めが<u>あつた</u>ときは、これに<u>応じなければならぬ</u>。</p> <p>第92条・第93条 (略)</p> <p>第10章 秘密会 (指定者以外の退場)</p> <p>第94条 秘密会を開く議決が<u>あつた</u>ときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならぬ。</p> <p>第95条 (略)</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の辞表の提出が<u>あつた</u>ときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>その許否を決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>(資格決定の要求)</p> <p>第98条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならぬ。</p> <p>(資格決定の審査)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 紹介議員は、前項の求めが<u>あつた</u>ときは、これに<u>応じなければならない</u>。</p> <p>第92条・第93条 (略)</p> <p>第10章 秘密会 (指定者以外の退場)</p> <p>第94条 秘密会を開く議決が<u>あつた</u>ときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならぬ。</p> <p>第95条 (略)</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の辞表の提出が<u>あつた</u>ときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>その許否を決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>(資格決定の要求)</p> <p>第98条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならぬ。</p> <p>(資格決定の審査)</p>

改正前	改正後
<p>第99条 前条の要求については、<u>議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</u></p> <p>第102章 規律</p> <p>第100条～第105条（略） （許可のない登壇の禁止）</p> <p>第106条 何人も、議長が許可がなければ演壇に登つてはならない。 （議長の秩序保持権）</p> <p>第107条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて決める。</u></p> <p>第103章 懲罰 （懲罰動議の提出）</p> <p>第108条 懲罰の動議は、<u>文書をもつて</u>所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯が<u>あつた日から起算して3日以内</u>に提出しなければならない。ただし、第95条（<u>秘密の保持</u>）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。 （懲罰の審査）</p> <p>第109条 懲罰については、<u>議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員付託）第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</u> （代理弁明）</p> <p>第110条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一</p>	<p>第99条 前条の要求については、<u>議会は、第38条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</u></p> <p>第102章 規律</p> <p>第100条～第105条（略） （許可のない登壇の禁止）</p> <p>第106条 何人も、議長が許可がなければ演壇に登つてはならない。 （議長の秩序保持権）</p> <p>第107条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて決める。</u></p> <p>第103章 懲罰 （懲罰動議の提出）</p> <p>第108条 懲罰の動議は、<u>文書をもつて</u>所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯が<u>あつた日から起算して3日以内</u>に提出しなければならない。ただし、第95条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。 （懲罰の審査）</p> <p>第109条 懲罰については、<u>議会は、第38条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</u> （代理弁明）</p> <p>第110条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一</p>

改 正 前	改 正 後
<p>身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第111条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。</p> <p>第112条～第114条 (略)</p> <p>第14章 公聴会</p> <p>第115条・第116条 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第117条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第118条～第120条 (略)</p> <p>第15章 参考人</p> <p>(参考人)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第118条(公述人の発言)、第119条(議員と公述人の質疑)及び第120条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>第16章 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第122条 (略)</p>	<p>身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第111条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。</p> <p>第112条～第114条 (略)</p> <p>第14章 公聴会</p> <p>第115条・第116条 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第117条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第118条～第120条 (略)</p> <p>第15章 参考人</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>第16章 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第122条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 議員の移動並びに議席の指定及び変更</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>(会議録に掲載又は記録しない事項)</p> <p>第124条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第63条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>第17章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p>第126条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>(会議録に掲載又は記録しない事項)</p> <p>第124条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>第17章 議員全員協議会</p> <p>第126条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場として、議員全員協議会を設ける。</p> <p>2 議員全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</p> <p>3 議員全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第18章 議員の派遣</p> <p>第127条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第19章 専門的事項に係る調査</p> <p>第128条 法第100条の2の規定による調査を行うときは、議会の議決でこれ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第18章 補則 (会議規則の疑義)</p> <p>第127条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>を決定する。</p> <p>2 前項の規定により、調査を行うことを決定するに当たっては、調査の対象及び期間並びに調査を求める相手方の氏名及び名称その他必要な事項を明らかにしななければならない。</p> <p>第20章 補則 (会議規則の疑義)</p> <p>第129条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。</p> <p>附 則 1・2 (略)</p>